

2025年6月25日

各 位

会 社 名 ピクセルカンパニー株式会社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 矢 尾 板 裕 介
(コード番号：2743 東証スタンダード)
問 い 合 わ せ 管 理 本 部 長 柳 世 和 大
<https://pixel-cz.co.jp/contact>

(経過開示) 金融庁による課徴金の納付予定に関するお知らせ

当社は、2025年4月25日付「金融庁による課徴金納付命令の決定についてのお知らせ」にて公表のとおり、金融庁より納付期限を2025年6月25日とする6億2984万円の課徴金納付命令の通知を受領しました。

このたび、当社は本課徴金の納付にあたり、現状の資金状況を鑑み、納付予定日について延長することとなりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 納付予定日について

当初、2025年6月25日を納付期限とされていましたが、当社グループの資金繰り状況や事業の進捗状況を踏まえ、現時点では納付予定日を確定することができず、未定とさせていただきます。今後、早期の納付を目指してまいります。

2. 今後の対応

当社では現在、事業資金について複数の関係各所と資金調達の協議を継続しており、最適な調達スキームの選定のうえ、本課徴金の納付に向けても準備を進めております。

なお、納付期限経過後の納付にあたっては、年率14.5%の延滞金が課徴金に加算される見込みです。可能な限り早期の納付実現を図るべく、調整を継続してまいります。

また、本課徴金については、2024年12月期決算において、訂正関連費用引当金繰入額として特別損失に計上済みとなります。現時点において、2025年12月期業績に与える影響は延滞金の発生分となる見込みです。今後、開示すべき事項が生じた場合には、速やかに開示を行ってまいります。

以上